

## 議 事 録

会 議 名	平成27年 第10回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成27年10月28日(水)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 分庁舎1階電算会議室		
出席委員	会長：8番 後藤 進      会長職務代理：6番 藤井明男 委員：1番 木内幹雄      2番 佐藤 晃      3番 大久保泰明 4番 市川澄雄      5番 金子幸一      7番 吉田勝己 <div style="text-align: right;">合計8名</div>		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：畑村正樹      主査：原田智香      主任主事：小宮正道		
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程 第3 非農地証明願について 日程 第4 農地法第3条の第1項の規定による届出について 日程 第5 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第6 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成27年第10回定例総会を開会いたします。 出席委員は8名中8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名人は、1番木内委員と2番佐藤委員を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第により日程第1農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号36号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号36号を朗読)(説明) 当案件は、譲渡人が高齢のため、譲受人である息子が主となり耕作したいということから所有権を移転するものです。 譲受人の耕作状況については、譲渡人含めた世帯2人で農業に常時従事しており、トラクター等の大型機械も所有し、カボチャ、ジャガイモ等の露地野菜を栽培しております。申請地までの通作距離は車で約3分ということです。 また、寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて、担当地区委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>1 番：10月14日事務局と現地調査してきました。譲渡人譲受人は大きな農家で5,000㎡強の農地を所有耕作しています。町外在住の長男の方と共に耕作し、トラクターも所持しているので、問題ないと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号36号は原案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号36号は原案のとおり許可証を交付することに決定します。 次に、日程第2、農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号</p>		

37号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号37号を朗読)(説明)

当該地は位置図にありますとおり、県道相模原茅ヶ崎線の西側で上には圏央道さがみ縦貫道が通る市街化調整区域内の農地です。譲受人は宮山に事業所を置く土木業を主とする事業者で、需要増による規模拡大のため適地を探していたところ、当該地所有者と賃貸借できることになり転用許可申請に至りました。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断となる立地基準としては、寒川南インター出入口から300m以内にあることから第3種農地にあたり、問題はないと考えます。

会長：続いて、地区担当委員から、現地調査等の補足説明をお願いします。

1番：10月14日事務局と現地調査してきました。4筆見てきましたが遊休の状態です。インターチェンジに近いので資材置場としては良い場所であるということと、周辺農地では熱心に耕作されている方がいられるので、遊休よりは良いのではないかと思います。

会長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

6番：擁壁はしますか。

事務局：コンクリートブロックを1段積みします。

3番：現況、遊休ということだが、どのくらいなのか。

1番：草刈はされている状況で、ひどく荒れているといった状況ではない。

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号37号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

会長：では全員賛成ですので、議案番号37号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することと決定します。

次に日程第3、非農地証明願について議案番号38号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号37号を朗読)(説明)

当該地は、位置図にありますとおり倉見の十二天の信号の北西にある市街化調整区域で、平成2年に当時小学生と未就学児であった申請者に相続が発生し裁判となり、その裁判が長期化しておりました。その間に売買予約で仮登記をした権利者により、車両置場に転用されたとのことです。平成10年に裁判が終わり、仮登記が抹消され現在に至りました。

なお当該地の立地基準は、市街化区域から連たんしていることから、第3種農地にあたります。

現地には、10月14日に会長と、16日に地区担当委員と共に調査に行っております。

会長：続いて地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2番：事務局説明のありましたとおりです。私の記憶にあるのも、ずっと車両置場なので農地に戻すことは難しいでしょうし、周りに農地もないので非農地が妥当だと思います。

会長：以前から車両置場と私も認識しているので、妥当だと思います。

会長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号38号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

会長：では全員賛成ですので、議案番号38号は原案のとおり非農地証明書を交付することに決定します。

次に日程第4農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告番号70号の1件、日程第5農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号71号から73号の3件、日程第6農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について報告番号74号から77号の4件、以上一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

	<p>事務局：(報告番号70～77号を朗読)(説明)  いづれも添付書類を含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたこととします。最後に、その他として審議事項はありますでしょうか。</p> <p>会 長：特にないようですので、以上をもって平成27年第10回寒川町農業委員会定例総会を閉会します。</p>
資 料	1. 平成27年第10回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(1番) 木内 幹雄 署名人(2番) 佐藤 晃

本議事録は、平成27年11月25日、承認・署名を得て確定しました。